

独占禁止法にまつわる宣言

当機構は企業の公正で自由な競争を促進させる目的をもって制定された、独占禁止法を遵守する。当機構は、独占禁止法遵守のための行動指針を策定し、理事、社員、従業員、会員に対し周知徹底を図る。

独占禁止法遵守のための行動指針

1. 当機構の理事、社員、従業員は独占禁止法の目的、趣旨を十分に理解し、かつ当団体のもつ社会的責任を自覚し、高い倫理感をもって行動しなければならない。
2. 当機構の理事、社員、従業員は第三者から疑惑を持たれるような会合に参加または、行動をしてはならない。
3. 会員に対しては、会員間で第三者から疑惑を持たれるような協議を行わないことを宣言した者のみ入会を認める。

一般社団法人 日本音声AI学習データ認証サービス機構 (AILAS)
代表理事 倉田 宜典